

総長選考会議（第5回）議事要録

1 日 時 平成16年12月13日（月）9：30～11：50

2 場 所 東京丸ビル8階「Room 2B」

3 出席者

（学内委員） 菊池委員、植木幹事、坂本委員、井上委員
（学外委員） 小田議長、小野寺委員、中村委員、山野井委員
（オブザーバー）玉井前委員
（事務局） 磯谷総長主席補佐、湯口総務部長、白鳥企画調整課長
長井企画調整課課長補佐、船田企画調整課法規係長

4 議 事

議事に先立ち、議長から本日開催の本会議において「総長の任期に関する規程」及び「総長候補者の選考及び総長解任の申出に関する規程」を実質的に審議する旨、並びに今後の予定として教育研究評議会及び経営協議会に両規程に係る最終テキストを参考として提示した上で、後日正式に採択する予定である旨の説明があった。

（1）前回の議事要録の確認について

平成16年10月26日開催の総長選考会議議事要録を承認した。

（2）「総長の任期に関する規程」について

（ア）総長の任期は中期目標の期間の6年に合わせる必要はないこと、及び総長の任期満了日を年度末に合わせることに合意を見た。

（イ）「6年の任期で再任不可」、「4年の任期で1度の再任を可能」とする任期に関する二つの案について各委員からそれぞれ長短について議論が交わされ、いずれも肯定、否定の決定的根拠は見られず、この点は議長一任とされた。

（3）「総長候補者の選考及び総長解任の申出に関する規程」について種々議論の結果、旧案を技術的に修正し、特に第6条において、総長選考会議は、第5条の示す3種類の候補者を「基礎として」最終の総長候補者一人を決定することとした。

（4）複数の委員から、総長選考会議が国立大学法人法上、必須かつ常置の会議とされている趣旨を踏まえて、この規程作成の後も理想の総長像の検討に努めるとともに、常に広く学内外から関連する情報収集に努めるべきであるとの意見が出された。

（付）議事（2）（イ）に関し議長の決定により、任期は6年で再任不可とすることとされた。従って会議が最終的に決定したテキストは次のとおりである。

国立大学法人東北大学総長の任期に関する規程(案)

(趣旨)

第1条 国立大学法人東北大学総長(以下「総長」という。)の任期については、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第15条第1項の規定に基づき、この規程の定めるところによる。

(任期)

第2条 総長の任期は、6年とする。

2 総長は、再任されることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、任期の始期が4月1日でない者に係る任期は、当該始期から5年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

(規程の改正)

第3条 この規程を改正するときは、総長選考会議の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成 年 月 日から施行する。

2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成16年4月1日に総長に任命された者で、この規程施行の際現に総長であるものについては、1回に限り再任されることが出来るものとし、その場合の任期は、平成20年3月31日までとする。

国立大学法人東北大学における総長候補者の選考及び総長解任の申出に関する規程(案)

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 総長候補者の選考(第2条 第6条)

第3章 総長解任の申出(第7条 - 第8条)

第4章 雑則(第9条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東北大学総長選考会議規程(平成16年規第274号。以下「選考会議規程」という。)第2条第2項の規定に基づき、国立大学法人東北大学総長(以下「総長」という。)の候補者(以下「総長候補者」という。)の選考及び総長の解任の申出について定める。

第2章 総長候補者の選考

(選考の機関)

第2条 総長候補者の選考は、総長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う。

(選考の理由及び時期)

第3条 選考会議は、次の各号の一に該当する場合には、総長候補者の選考を行う。

- 一 総長の任期が満了するとき。
 - 二 総長が辞任したとき又は文部科学大臣により解任されたとき。
 - 三 総長が欠けたとき。
- 2 総長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合には任期の終了する日の少なくとも4ヶ月前に、同項第2号又は第3号に該当する場合にはその理由の生じた後速やかに、開始しなければならない。

(総長候補者の資格)

第4条 総長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、選考会議がこれを選考する。

(総長候補者の推薦)

第5条 第3条第2項の規定により総長候補者の選考が開始されたときには、選考会議は、総長候補者を選考するため、経営協議会及び教育研究評議会に対して総長候補者の推薦を求める。

- 2 前項の推薦の求めに基づき、経営協議会及び教育研究評議会は、各5人以内の総長候補者を順位を付さずに選考会議に対して推薦する。
- 3 前項に定めるもののほか、選考会議は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）の専任の教授又は助教授30人以上の連名により書面で推薦された者を、前項に基づく総長候補者に加えて、総長候補者とすることができる。

(選考の方法)

第6条 選考会議は、前条に基づき推薦された総長候補者を基礎として、最終の総長候補者1人を決定する。

第3章 総長解任の申出

(解任申出の理由)

第7条 選考会議は、次の各号の一に該当する場合には、文部科学大臣に対して総長解任の申出を行うことができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 三 職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に

引き続き職務を行わせることが適当でない認められるとき。

(解任申出の決定の手続)

第8条 経営協議会又は教育研究評議会から前条各号の一に該当するものとして選考会議に対して総長解任の要求があった場合には、選考会議は、これに十分な理由があると認められるか否かにつき審査を行う。

2 前項に定めるもののほか、選考会議は、前条各号の一に該当するおそれがあると認める場合には、審査を行うことができる。

3 選考会議は、前二項の審査を行うに際して、総長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

4 前項に定めるもののほか、選考会議は、第1項の審査を行うに当たっては、経営協議会から総長解任の要求があった場合には教育研究評議会に対して、教育研究評議会から総長解任の要求があった場合には経営協議会に対して、それぞれ意見を求め、第2項の審査を行うに当たっては、経営協議会及び教育研究評議会の意見を求めなければならない。

5 選考会議は、第1項に定める審査の結果、前条各号の一に該当する十分な理由があると認めた場合又は第2項に定める審査の結果、前条各号の一に該当すると認めた場合には、文部科学大臣に対する総長解任の申出の決定を行う。ただし、この場合の議事は、選考会議規程第7条の規定にかかわらず、出席した委員の4分の3以上の賛成がなければならない。

第4章 雑則

(規程の改正)

第9条 この規程を改正するときは、選考会議の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

以上